



国大協企画第51号
平成21年8月6日

文部科学大臣

塩谷 立 殿

社団法人国立大学協会

会 長 濱 田 純 一

国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する要望

現在我が国は、深刻な「経済危機」に見舞われています。本協会は、我が国が、この未曾有の危機を克服し、国民の不安を払拭して持続的な発展を図り、「安心社会」を実現するためには、従来から国立大学が果たしてきた、我が国の知の創造拠点としての役割（国際競争力の源としてのナショナルセンター機能と、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター機能）を更に強化・充実することが不可欠であると考えております。

国立大学が、今後、引き続き、自らの教育・研究機能を、さらに特色のある大学、個性あふれる大学として発展、充実するためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育に係る公財政支出を早期にOECD諸国並に拡充することが重要であります。国立大学自らも寄付金等の外部資金導入の重要性を十分認識しており、また真摯に取り組まなければならない問題であると考えています。各大学においては、基金等の創設など積極的な取り組みを行っておりますが、このような大学の活動が円滑に進むよう、税制の抜本的な改革による支援が不可欠であります。

については、国立大学の教育・研究機能の一層の発展、充実のため、別添要望について、格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する要望

1 相続税

個人からの相続財産の寄付について、寄付者に減税効果が集中する制度に改めるとともに、全額を税額控除する制度を創設すること。

2 所得税

- (1) 個人からの寄附金に係る所得控除限度額の上限を米国並みの50%まで拡大すること。(現行：40%)
- (2) 所得控除限度額の上限を超えた場合についても、5年間を限度に繰り越して控除することを可能とすること。
- (3) 源泉徴収義務者が行う年末調整において、寄付金の所得控除を可能とすること。